

「通所系サービスにおける休業に伴う、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に係るQ&A(本市取扱い)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」(令和2年2月17日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第2報)」(介護保険最新情報Vol.770 令和2年2月24日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第3報)」(介護保険最新情報Vol.773 令和2年2月28日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第4報)」(介護保険最新情報Vol.779 令和2年3月6日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第5報)」(介護保険最新情報Vol.796 令和2年3月26日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第6報)」(介護保険最新情報Vol.809 令和2年4月7日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第7報)」(介護保険最新情報Vol.813 令和2年4月9日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第8報)」(介護保険最新情報Vol.816 令和2年4月10日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第9報)」(介護保険最新情報Vol.818 令和2年4月15日付厚労省事務連絡)

「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて(第10報)」(介護保険最新情報Vol.823 令和2年4月24日付厚労省事務連絡)

※通知については、以下「国通知第〇報」と表記します。

※Q&Aの内容は掲載当時の内容であり、厚生労働省発出のQ&A等の内容により変更される場合があります。

※関連する介護保険最新情報も併せてご参照下さい。

※例外的な取扱いになるため、利用者及びその家族に十分に説明して下さい。

令和2年4月28日時点

| No | サービス種類 | キーワード | 質問 | 回答 |
|----|------------------|---|---|--|
| 1 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所介護事業所・通所リハビリテーション事業所(以下、通所系事業所)が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 自主休業の場合であったとしても、通所系事業所の職員が自宅を訪問して、できる限りのサービスを実施した場合、報酬請求をすることはできるか。 | 自主休業の場合であったとしても、報酬請求をすることはできません。(介護保険最新情報vol.773 問3) |

| | | | | |
|---|------------------|--------------------------------|---|---|
| 2 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | <p>通所系事業所が、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを実施した場合、報酬請求ができることされている。しかし、通所介護であれば2時間以上(通所リハビリテーションであれば1時間以上)の提供ができないことも考えられるが、報酬請求はできるのか。</p> <p>また、報酬請求ができる場合、下限の時間はあるのか。例えば、最低30分はサービス提供はしないといけないという決まりはあるか。</p> | <p>通所介護事業所が居宅を訪問してのサービス提供が2時間未満(通所リハビリテーションであれば1時間未満)になった場合は、2時間以上3時間未満(通所リハビリテーションであれば1時間以上2時間未満)の報酬区分で報酬請求をすることになります。</p> <p>この場合、下限の時間はありません。個別サービス計画の内容を踏まえ、利用者の状態に応じて、適切にサービス提供を行ってください。</p> <p>(介護保険最新情報vol.770 別紙1)</p> |
| 3 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | <p>通所介護事業所において通常提供しているサービスに対応する訪問サービスを提供するため、朝1時間30分・昼2時間・夕方2時間30分の合計6時間のサービスを提供することになった。この場合、どのように報酬請求をするのか。</p> | <p>原則としてサービス毎の報酬請求となるため、この例では「2時間以上3時間未満」を3回請求することになります。</p> <p>しかし、個別サービス計画上「7時間以上8時間未満」が予定されている場合は、「2時間以上3時間未満」3回分の報酬>「7時間以上8時間未満」1回分の報酬となるため、「7時間以上8時間未満」1回分で報酬請求をすることになります。</p> <p>また、サービス提供時間を通算するわけではありませんので、「6時間以上7時間未満」1回分の報酬請求でもありません。</p> <p>(介護保険最新情報vol.770 別紙1)</p> |
| 4 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | <p>通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施した際は、どのように記録すればいいか。</p> | <p>訪問日、サービス開始時間及び終了時間、訪問者の氏名、サービス提供の内容等を記録してください。</p> |

| | | | | |
|---|---------------------------|--------------------------------|---|---|
| 5 | 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 居宅を訪問するのではなく、電話での安否確認により、報酬算定をすることはできるか。 | <p>令和2年4月6日以前の取扱い 実際に居宅訪問をしたうえでサービス提供した場合に、報酬算定をすることができます。電話対応のみでは報酬算定をすることはできません。</p> <p>令和2年4月7日以降の取扱い 利用者等の意向を確認した上で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、あらかじめケアプランに位置づけた利用日については、所定の回数まで、相当の介護報酬の算定が可能です。なお、その場合は電話により確認した事項について、記録を残しておく必要があります。</p> <p>※当該回答の取扱いに関しては国通知第6報発出日の令和2年4月7日より変更となります。 ※No12参照</p> |
| 6 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施する場合、送迎減算の適用となるか。 | 送迎減算の適用とはなりません。 |
| 7 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 通所系事業所が、居宅を訪問し、入浴介助を行った場合、入浴介助加算を算定することはできるか。 | 従前から入浴介助加算が算定されていた場合においては、算定をすることができます。(介護保険最新情報 vol.770 別紙1なお書き) |
| 8 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 通所系事業所と有料老人ホームが併設しており、通所系事業所の職員が居室を訪問してサービスを実施する場合、同一建物減算の適用となるか。 | 従前から同一建物減算が適用されていた場合においては、同一建物減算の適用となります。(介護保険最新情報Vol.770 別紙1なお書き) |

| | | | | |
|----|---------------------------------------|--|--|--|
| 9 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所通所介護事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 通所系事業所通所介護事業所を休業し、利用者宅への訪問に振り替える場合、居宅サービス計画書の変更、通所介護計画書・通所リハビリテーション計画書の変更は必須か。 | 各計画書の変更は必須ではありませんが、変更したサービス内容については記録に残してください。 国通知第8報の発出により変更「国通知第8報問1の(答)」のとおりです。通所リハビリテーションにおいても同様となります。 なお、国通知第8報の発出により、発出以前において本市取扱いに基づき計画の変更をしていない事例においても計画の変更が必要となります。 電話による安否確認についても同様に計画の変更が必要となります。 |
| 10 | 通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 通所系事業所を休止せず、事業所におけるサービス提供と、居宅訪問を並行して実施することはできるか。 | 並行して実施することはできます。(介護保険最新情報Vol.779 問1) |
| 11 | 予防専門型通所サービス | 予防専門型通所サービス事業所が、居宅を訪問し、サービスを実施することについて | 介護保険最新情報vol.770により、通所介護において、感染拡大防止のため休業している間に、当該事業所の職員が居宅を訪問しサービスを提供した場合、実績に応じた報酬区分の算定をすることができることとされたが、予防専門型通所サービスの場合はどうか。 | 算定をすることができます。具体的な算定方法につきましては、別紙の「感染拡大防止のために休業した予防専門型通所サービス事業所の職員が居宅訪問してサービスを提供した場合の報酬の取扱いについて」をご参照ください。 |
| 12 | 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・通所リハビリテーション | 通所系事業所における電話による安否確認について | 国通知第6報の問1及び第7報の問2において、「利用者等の意向を確認した上で」とあるが、過去に市からの休業要請を受け、その期間中に電話による安否確認を行った場合、遡って利用者等の意向を確認し、介護報酬を算定することは可能か。 | 不可。本取扱いは国通知後から適用されます。 ※国通知第6報(令和2年4月7日付) 国通知第7報(令和2年4月9日付) |
| 13 | 通所介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護 | 事業所における電話による安否確認について | 電話による安否確認を行った際、利用者が外出先で応答した場合においても介護報酬の算定は可能か。 | 可能。 |
| 14 | 運動型通所サービス・ミニデイ型通所サービス | 新型コロナウイルスの影響により休業した場合、利用期間について | 運動型、ミニデイ型通所サービス事業者が、新型コロナウイルスの影響により休業した場合、利用期間どうなるのか。 | 休業期間分を利用期間に上乘せして延長することが可能です。また、利用者自身が外出自粛などで休んだ場合も、同様の取扱いとします。 |